

三重労働局発表
平成25年6月7日(金)

担 当	職業安定部職業安定課
	職業安定部長 山口 了子
	職業安定課長 川西 利弘
	地方労働市場情報官 結城 真明 TEL 059-226-2305

平成25年度「三重県雇用施策実施方針」を策定しました

このたび、三重労働局では、平成25年度における雇用施策の実施方針を三重県の関係部局に意見を求め「平成25年度三重県雇用施策実施方針」として取りまとめました。

三重県の雇用失業情勢は、平成25年4月の有効求人倍率（季節調整値）が0.93倍で、2か月連続で前月を上回るなど、緩やかな改善の動きがありますが、依然として厳しい状況にあります。

三重労働局では、現下の雇用失業情勢を踏まえた対応等、雇用対策の重点施策を定め、この方針に基づき、三重県との連携をより一層深め、地域における雇用失業情勢の改善に取り組むこととしています。

○ 資料

別添 平成25年度三重県雇用施策実施方針本文

○ 参考

平成19年8月4日に雇用対策法が改正され、これまで国が全国一律的に定めてきた雇用対策に関する計画である「雇用対策基本計画」を廃止し、新たに、労働局長が毎年度、雇用に関する施策を講ずるにあたっての方針（「雇用施策実施方針」）を定めるとともに、策定にあたっては、都道府県知事の意見を聞いて、当該施策都県の講ずる雇用に関する施策等とが密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとされたところです。

（雇用対策法施行規則第13条）